

刈谷市工事監理委託契約条項

(平成2年4月1日施行)

(平成3年4月1日一部改正)

(平成10年4月1日一部改正)

(平成15年4月1日一部改正)

(平成15年10月1日一部改正)

(平成19年4月1日一部改正)

(平成19年6月1日一部改正)

(平成20年2月22日一部改正)

(平成21年4月1日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成23年4月1日一部改正)

(平成25年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成29年4月1日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(令和2年10月1日一部改正)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、別冊の設計書、図面及び工事監理の心得（以下「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金額を支払うものとする。

3 受注者は、この条項若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

5 受注者は、業務を処理するにあたり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

6 この条項に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

- 8 この条項に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この条項及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（個人情報保護）

第2条 受注者は、この業務による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。
- 3 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 5 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- 6 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。
- 7 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 8 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（工事監理）

第3条 受注者は、監理を現場において実施するものとする。

(工程表)

第4条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づき工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が特に指定した業務については、これを省略することができる。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第(5)号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

なお、契約書の契約保証金欄に「刈谷市契約規則第31条第3号の規定により免除」と記載されているときは、本条は適用しない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）

の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第(3)号から第(5)号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第29条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第(2)号又は第(3)号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第(4)号又は第(5)号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(工事監理者等の選任)

第6条 受注者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する工事監理者及び監督員（設備については、資格を有する者。以下「工事監理者等」という。）を選任して、速やかに発注者に届け出なければならない。

(工事監理者等の交替)

第7条 受注者は、届け出た工事監理者等の監理及び監督を発注者が不相当と認めたとき、又は工事監理者等が事故のため欠けたときは、新たに工事監理者等を選任しなければならない。

2 前項の規定により新たに工事監理者等を選任したときは、前条の規定に準じて届け出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の制限等)

第9条 受注者は、委託業務の処理の全部若しくはその一部を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

(監督職員)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、監督職員を置くものとする。

2 監督職員は、この条項の他の条項に定めるもの及びこの条項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の工事監理者等に対する業務に関する指示
- (2) この条項及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の工事監理者等との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 前項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(工事施工の改良義務)

第11条 受注者は、工事の施工が設計図書と不適合の場合を発見したときは、直ちに発注者の監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

(必要書類の提出義務)

第12条 受注者は、発注者から必要とする関係書類を求められたときは、速やかに提出

しなければならない。

(委託業務の変更、一時中止等)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務の処理を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、履行期間又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 発注者は、前項の規定により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(適正な履行期間の設定)

第13条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第14条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(損害の負担)

第15条 業務の処理に関し発生した損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査及び引渡し)

第16条 受注者は、業務を完了したときは、その旨及び成果物の引渡しを発注者に通知するとともに、成果物を納入しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、受注者の立会いのうえ、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合発注者は、当該検査の結果を7日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した日をもって成果物の引渡しを受けなければならない。

4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(請負代金額の支払い)

第17条 受注者は、前条第2項（同条第4項後段の規定により適用される場合も含む）の検査に合格したときは、請負代金額の支払いを書面により請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に請負代金額を支払わなければならない。

(前金払)

第18条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の委託業務の完了の時期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、発注者に対して請負代金額の10分の3の範囲内において発注者が定めた率による額の前払金の支払いを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、遅滞なくその保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 委託業務内容の変更その他の理由により工期を延長し、又は短縮したときは、受注者は遅滞なく保証事業会社と保証期間変更の前払金の保証契約を締結し、その証書を発注者に寄託しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めたときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における違約金等)

第19条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく理由を付した書面により、発注者に申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、受注者から違約金を徴収して履行期間を延長することができる。この場合において、違約金の額は、遅延日数に応じ、未履行部分相当額（1,000円未満の端数金額は切り捨てる。）に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下、「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額とする。
- 3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第17条第2項の規定による請負代金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額に契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第20条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第22条の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 工事監理者等を配置しなかったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第24条又は第25条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下

この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第24条 受注者は発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間の経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第25条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第13条第1項の規定により業務の内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第13条第1項の規定による業務の中止期間が履行期間の3分の1を超えたとき。
ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 契約締結後1か月を経過しても着手下命がないとき。
- (4) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第26条 第24条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第27条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額（以下「既履行部分請負代金額」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分請負代金額は発注者が定め、受注者に通知する。

4 第2項の場合において、第18条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額を第2項前段の既履行部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第21条又は第22条の規定によるときにあっては、その余剰額（1,000円未満の端数金額は切り捨てる。）に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第24条又は第25条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。この場合利息に100円未満の端数があるとき、又は利息が100円未満であるときは、その端数金額又はその利息は徴収しないものとする。

（損害賠償）

第28条 受注者の責めに帰すべき事由により工事の執行に支障を生じたときは、受注者は、発注者の算定する額の損害賠償の責めを負うものとする。

2 受注者は、この契約に関して談合その他の不正行為があったときは、発注者に対し刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号）第40条の2、第40条の3及び第40条の4に規定する賠償金を支払わなければならない。

（発注者の損害賠償請求等）

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この業務の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第21条又は第22条の規定により、成果物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 受注者は次の各号のうち、第1号から第2号に該当するときは前項の損害賠償に代えて、請負代金額の100分の10に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第21条又は第22条の規定により成果物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を請求するものとする。

6 第2項の場合（第22条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第30条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第24条又は第25条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（名称等の変更届）

第31条 受注者は、受注者の名称若しくは組織、又は住所の変更があったときは、速やかに書面により発注者に届け出なければならない。

（紛争の解決）

第32条 この条項の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協

議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第33条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務の履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告するとともに、警察への被害届を提出しなければならない。

2 受注者は妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の発注者への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、入札参加資格停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(補則)

第34条 この条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。